

和歌山市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から行政監査の結果報告に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成24年 1月30日

和歌山市監査委員	伊	藤	隆	通
同	上	田	上	武
同	上	松	本	哲郎
同	上	戸	田	正人

行政監査結果に基づく措置の通知に係る公表

平成24年1月30日

和歌山市監査委員

平成22年度 行政監査結果に基づく措置状況

監査テーマ：指定管理者による公の施設の管理・運営について

監査結果等	措置の内容及び状況	課及び施設名	
	(平成23年12月1日現在)	課	施設名
<p>1 指定管理者の選定手続が適正に行われているか</p> <p>(1) 募集について 指定管理者が行うべき事業（スポーツ教室の開催）について、募集要領では記載されていないにもかかわらず、協定締結時において仕様書にて追加されている状況が見受けられた。当該事業の実施があらかじめ決定されていたのであれば、募集要領に記載すべきであり、指定管理者を選定する際には、当該事業の運営能力についても判断材料とすべきであるため、今後、改善されたい。</p>	<p>平成23年8月より実施した、平成24年4月からの次期指定管理者を公募する際の募集要項において、指摘のスポーツ教室の開催について、募集要項に記載しました。 [措置年度：平成23年度]</p>	スポーツ振興課	和歌山市立体育館 市民テニスコート 市民スポーツ広場
<p>(2) 選定理由〔非公募とした理由〕について 指定管理者の選定手続については、平成20年6月6日付け総務事務次官通知「平成20年度地方財政の運営について（以下、「平成20年度総務事務次官通知」）という。」のなかで、情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されるよう留意する旨が通知されている。 現在、公募施設については選定結果を公開しているが、非公募施設の選定理由は公開されていないため、今後、公募・非公募にかかわらず指定管理者の選定理由をオープンにしていくことも検討すべきである。</p>	<p>新年度から、新たに指定管理を行うについて、「指定管理者制度運用の手引き」に基づき「福祉の拠点施設について、社会福祉法第109条第1項に規定する者を指定することが適当と認められる場合」にあたるため、非公募とした。 [措置年度：平成23年度]</p>	福祉保健総務課	和歌山市市民憩いの家 ほうらい荘
	<p>温水プールについては、事故の発生する危険が最も高く、安全面の確保が重要であり、公募によるさまざまな管理の危険性を排除する面から、平成20年3月25日に開催された「第45回「行財政改革推進本部会議」において、検討の結果、非公募施設として承認されており、平成24年4月からの次期指定管理者の選定においても、非公募施設としております。 [措置年度：平成23年度]</p>	スポーツ振興課	和歌山市立市民温水プール
<p>2 協定書及び仕様書が適正なものとなっているか</p> <p>(1) 修繕費の負担に関する取決めについて 基本協定書では、施設の修繕の費用負担については、その都度、市と指定管理者の協議の上で定めることとしている。限られた指定管理料で管理運営する以上、限度額を定めるなど、リスク分担を明確にする必要があるため、基本協定書等の整備を図られたい。</p>	<p>基本協定書（平成24年4月1日締結分）より施設の老朽化に伴う修繕箇所においては、20万円未満は指定管理者で負担し、総額50万円を限度とした内容を明文化します。 [措置年度：平成24年度]</p>	農林水産課	和歌山市四季の郷公園（緑花果樹苑及び自然観察の森）
	<p>平成24年4月からの次期指定管理者の基本協定書締結の際、修繕費用の金額の明確化を図ります。 [措置年度：平成24年度]</p>	スポーツ振興課	和歌山市立市民温水プール

<p>(2) 備品の帰属及び管理に関する取決めについて</p> <p>基本協定書及び仕様書において、指定管理料で購入された備品の帰属や備品の管理に関する取決めがなされていない。指定管理者制度においては、指定期間の満了に伴う指定管理者の変更が想定されることから、備品の帰属や管理方法などは協定書に定め備品に関するリスク分担や責任の所在を明確にする必要があるので、基本協定等の整備を図りたい。</p>	<p>平成24年度締結の基本協定書に、指定管理料で購入した備品の所有及び管理方法について明記します。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>平成23年4月1日から平成27年3月31日まで新たに指定管理業務を行う際、基本協定書に備品の管理について明記しました。また、指定管理者から全駐車場備品リスト報告書提出も完了しています。なお、本町地下駐車場は、平成23年4月1日より当分の間休止することとしました。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>備品の購入・設置については、基本協定書に協議するよう記載しています。 なお、備品台帳も管理させています。 [措置年度：平成24年度]</p> <p>指定管理者との協議等検討を進め、備品の帰属についての取決めを基本協定書内に明文化する。 (平成24年3月協定予定 基本協定書に明記することとする。)</p> <p>現在、使用している備品について聞き取り調査をした結果、指定管理者に帰属するものです。 協定書については、指定管理者と協議検討しました。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>指定管理者と協議の上、備品の適正な管理について、基本協定書等の整備を図ります。 [措置年度：平成24年度]</p>	<p>こども総合支援センター</p> <p>まちおこし推進課</p> <p>観光課</p> <p>和歌山城管理事務所</p> <p>住宅第1課</p> <p>自治振興課</p>	<p>和歌山市立旭学園 和歌山白百合園</p> <p>和歌山市営駐車場</p> <p>和歌山市営片男波海水浴場駐車場</p> <p>和歌山城天守閣</p> <p>和歌山市営住宅</p> <p>地区集会所</p>
<p>(3) 業務の範囲に関する取決めについて</p> <p>仕様書において、指定管理者が行う業務として子育て支援短期利用事業に関する業務が定められているが、当該事業の経費については別途契約を締結し、その契約に基づいて指定管理料とは別に委託料を支出している状況である。指定管理者として行うべき業務の範囲について明確にする必要があるため、仕様書の整備を図りたい。</p>	<p>平成24年度締結の基本協定書より、子育て短期支援事業に関する記載を精査のうえ、削除します。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>こども総合支援センター</p>	<p>和歌山市立旭学園</p>
<p>(4) 自主事業と委託事業の区分について</p> <p>仕様書において、指定管理者の業務内容として、各種教室等の設置目的に合った事業の実施が含まれているが、事業費を指定管理料に含む委託事業と含まない自主事業が明確に区分されていない。費用負担や責任の所在を明らかにするため、仕様書の整備を図りたい。</p>	<p>仕様書における勤労者総合センター自主事業(教室事業の委託分)と和歌山市勤労者福祉サービスセンターの自主事業(独自の事業)を区分すべく、平成24年度の指定管理に向け、基本協定書等整備を行っていきます。 [措置年度：平成24年度]</p>	<p>産業総務課</p>	<p>和歌山市勤労者総合センター</p>

	次期（平成24年度）基本協定に向け、仕様書を検討しています。 [措置年度：平成24年度]	生涯学習課	和歌山市コミュニティセンター
<p>3 指定管理者制度の趣旨を踏まえた施設の管理運営が行われているか</p> <p>(1) 施設の管理運営について</p> <p>ア 第三者委託について</p> <p>基本協定書では、指定管理者が業務の一部を再委託する場合は、市長の承認を得る旨が定められているが、承認に係る書類が整備されていない。所管する課にあつては、施設の適正な管理を確保するためにも再委託された業務内容や再委託先を事前に把握しておく必要があるため、承認に係る書類の整備を図られたい。</p>	平成23年度より、書面による承認を行っています [措置年度：平成23年度]	高齢者福祉課	和歌山市西庄ふれあいの郷
	平成24年度締結の基本協定書に再委託の際の手順、申請書類等を盛り込み、必要な手続きを実施します。 [措置年度：平成23年度]	こども総合支援センター	和歌山市立旭学園 和歌山白百合園
	平成23年度から、指定管理者から承認依頼書を受理し承認書を発行しており、今後も継続して行う予定である。 [措置年度：平成23年度]	総務企画課	和歌山市夜間・休日応急診療センター
	平成24年3月31日に新たな指定管理者と基本協定を締結する予定であるため、その際に事前承認に係る書類の整備を行う予定。 [措置年度：平成23年度]	交通安全対策課	和歌山市営自転車等駐車場
	報告書に沿って改善措置を完了。 [措置年度：平成23年度]	農林水産課	和歌山市四季の郷公園（緑花果樹苑及び自然観察の森）
	平成23年3月に、指定管理者より第三者委託申請書（再委託業務内容、再委託先、再委託料金を記載）を提出させ、それを受けて第三者委託承認書を交付しました。なお、本町地下駐車場は、平成23年4月1日より当分の間休止することとしました。 [措置年度：平成23年度]	まちおこし推進課	和歌山市営駐車場
	承認に係る書類は作成済み。 [措置年度：平成23年度]	文化振興課	和歌山市立和歌の浦アート・キューブ 和歌山市民会館

<p>イ 管理の範囲について 緑花果樹苑と自然観察の森は、ともに四季の郷公園条例で設置されている施設であるが、自然観察の森の管理運営については和歌山自然観察の森条例で別に規定されている。仕様書では、指定管理者から配置されている人員については、管理責任者及び責任者の代理者は双方の施設で兼務でき、また配置されている人員は業務に支障が出ない範囲で双方の業務に従事できる旨が定められている。経費の削減や事務の効率化を図るといった効果も期待されることから、2施設を一括で管理させることも検討されたい。</p>	<p>条例等から問題を精査し、両施設の一括管理計画について、基本協定書等の変更も含めて推進してまいります。 [措置年度：平成29年度]</p>	<p>農林水産課</p>	<p>和歌山市四季の郷公園（緑花果樹苑及び自然観察の森）</p>
<p>ウ 自主事業について 基本協定書及び仕様書では、自主事業を実施するときは業務計画書を提出し、事前に承認を得ることとなっている。施設を所管する課においては、事業が施設の設置目的に沿ったものであるかを判断すべきであるが、指定管理者から自主事業に係る業務計画書の提出を受けず、事業が実施されていたため、自主事業実施に係る承認の手続を適正に行われたい。</p>	<p>日程については、事前に報告していただいています。 今後、自主事業についても、承認の手続きを適正に行います。</p> <p>平成23年度より、指定管理者より、自主事業の計画書の提出を受けており、4月1日付で指定管理者あてに、承認通知を出している。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>承認に係る書類は作成済み。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>公園緑地課</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>文化振興課</p>	<p>和歌山東公園</p> <p>和歌山市立体育館 市民温水プール</p> <p>和歌山市立和歌の浦アート・キューブ 和歌山市民会館</p>
<p>(2) 所管する課による指定管理者への指導監督について ア 有資格者の確認について 和歌山市立市民温水プールでは、仕様書で定められた有資格者の配置及び適正な人数の配置について、所管する課において確認を行っていなかった。 安全管理が最も優先される施設であるため、仕様書どおりの従事者の配置体制について、現場確認や資格証の写しの提出を受けるなど必要な措置を講じ、確実な履行確認を行われたい。</p>	<p>平成23年1月18日に有資格者証写しの提出を受けた。平成23年度においても、4月に、施設職員の有資格者証写しの提出があった。今後、新たに資格を取得した場合や、変更があった場合に、有資格者証写しの提出を求めることとする。 [措置年度：平成22年度]</p>	<p>スポーツ振興課</p>	<p>和歌山市立市民温水プール</p>

<p>イ モニタリングについて</p> <p>基本的な考え方において、施設を所管する課は、指定管理者が行う施設の管理運営状況を把握し、協定内容の進行管理を実施するため、施設の利用状況、経費の支出状況、修繕状況、利用者からの意見などについて定例（毎月若しくは四半期ごと）の事業報告書の提出を求め、必要に応じ現地調査を実施するものとされている。</p>	<p>モニタリングについて、四半期ごとに事業報告書を提出させ、モニタリングを行い、適切な進行管理に努めている。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	<p>交通政策課</p>	<p>和歌山市加太総合交流センター</p>
<p>モニタリングは、協定書、仕様書、事業計画書に基づくサービスの水準が維持され、適切なサービスが継続的に提供されているかを確認し、指導や助言を行い、必要に応じて改善を図ることが目的であり、評価（検証）を行う前提条件であるため重要である。</p>	<p>毎月の光熱水費の使用実績及び支払い状況のわかる報告書に様式を改めました。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	<p>福祉保健総務課</p>	<p>和歌山市立芦原共同浴場</p>
<p>特に公募によりプロポーザルで選定された場合は、公募時に提出された提案内容が実際に行われているかのチェックも必要であり、今回監査対象となった55施設のうち、和歌山市営自転車等駐車場においては、公募時に提出された提案内容の実施状況についてチェックが行われていた。</p>	<p>四半期ごとの光熱水費の使用実績及び支払いの報告は、改めた様式により提出を受けています。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>		<p>和歌山市立杭の瀬共同浴場</p>
<p>和歌山市地区集会所を除く監査対象施設においては、モニタリングに必要な項目として基本的な考え方で例示されている内容を満たす定例の報告書が提出されていないので、協定内容の進行管理を十分に行える報告を受け、適正な指導監督をされたい。</p>	<p>経費の支出状況の報告書及び事業報告の提出は毎月受けています。意見徴収につきましては、施設老朽化のため改築案・建替え案等が出ており、庁内での方針が定まっていません。新たな方向性が示された際は、利用者アンケートを行うなど、意見徴収を行いたいと思っています。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>		<p>和歌山市市民憩いの家 ほうらい荘</p>
	<p>経費の支出状況は、毎月の報告の提出を受けています。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>		<p>福祉交流館</p>
	<p>平成23年度より施設の窓口アンケートを置き、利用者の意見等の情報を収集しています。また、指定管理者から四半期ごとに、経費の支出状況、修繕状況等の提出を受け、モニタリングを行っています。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>ふれ愛センター</p>

<p>現在の協定書では、事業報告書の提出を年度終了後1月以内としており、協定書における事業報告はなされていると考えている。しかし、管理状況をより把握するため、平成24年度より四半期ごとの事業報告書の提出を協定書に盛り込みます。 [措置年度：平成23年度]</p>	高年齢者福祉課	ふれあいの郷
<p>施設の利用状況は毎月初旬に、施設から書面での提出を受けている。 事業報告は、報告内容、報告方法について様式を定めた上で、四半期ごとに提出するよう基本協定書に記載する。 [措置年度：平成23年度]</p>	こども総合支援センター	旭学園
<p>施設の利用状況は毎月初旬に、施設から書面での提出を受けている。 事業報告は、報告内容、報告方法について様式を定めた上で、四半期ごとに提出するよう基本協定書に記載する。 [措置年度：平成23年度]</p>		白百合園
<p>平成23年度から、毎月保守点検及び修繕実施状況を書面で報告を受けている。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>利用者の意見は、平成22年度から総務企画課が、3歳児健診に来所される保護者へのアンケート調査及び市政世論調査においていただいた小児救急医療体制に関する市民からの意見を参考に、よりよい体制づくりに努めている。 [措置年度：平成22年度]</p>	総務企画課	夜間・休日応急診療センター
<p>毎月、和歌山市勤労者総合センター指定管理業務仕様書により、業務報告書の提出を受けています。 [措置年度：平成22年度]</p> <p>利用者の意見要望を反映し、平成22年度から土曜日の、平成23年度からは日曜日の窓口開設を行っています。 [措置年度：平成22年度]</p>	産業総務課	勤労者総合センター
<p>報告書に沿って改善措置完了。 [措置年度：平成23年度]</p>	農林水産課	和歌山市四季の郷公園（緑花果樹苑及び自然観察の森）

<p>指定管理業務開始後、毎月、売上実績、修繕状況、利用者からの意見を報告してもらっています。また、指定管理者が利用者アンケートを実施し、現在取りまとめ中です。また、平成23年4月から光熱水費の支払いを指定管理者が行っています。光熱水費を把握するために報告書を見直し、領収書コピーを提出させています。なお、本町地下駐車場は、平成23年4月1日より当分の間休止することとしました。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>まちおこし推進課</p>	<p>市営駐車場 (京橋駐車場及び中央駐車場)</p>
<p>指定管理業務開始後、毎月、売上実績、修繕状況、利用者からの意見を報告してもらっています。また、指定管理者が利用者アンケートを実施し、現在取りまとめ中です。また、平成23年4月から光熱水費の支払いを指定管理者が行っています。光熱水費を把握するために報告書を見直し、領収書コピーを提出させています。なお、本町地下駐車場は、平成23年4月1日より当分の間休止することとしました。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>まちおこし推進課</p>	<p>市営駐車場 (本町地下駐車場及び大新地下駐車場) (城北公園地下駐車場、けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場)</p>
<p>駐車場の管理報告は、入場者や駐車場台数、駐車場料金などを月次報告として受けており、中間報告や総会の中でも報告されています。今後は、報告内容に十分注意し、月次報告の内容をより精査し、指導したいと考えます。 [措置年度：平成24年度]</p>	<p>観光課</p>	<p>片男波海水浴場駐車場</p>
<p>指定管理者と協議をし、今後は四半期ごとに経費の支出状況、修繕の実施状況等についても報告書の提出を求める。 (平成24年3月協定予定 基本協定書に明記することとする。)</p>	<p>和歌山城管理事務所</p>	<p>和歌山城天守閣 和歌山公園駐車場</p>
<p>和歌山東公園管理事務所から、毎月業務月報の報告書が提出されている。 ・施設の利用状況(毎月) ・修繕完了報告書(毎月)</p> <p>経費の支出状況については、年度事業報告及び会計報告は、四半期ごとに報告していただいています。</p>	<p>公園緑地課</p>	<p>和歌山東公園</p>

	<p>支出状況について、指定管理者から定期的に事業報告書の提出を受けています。</p> <p>修繕状況に関しても委託業者の承認と修繕完成報告書の提出を怠らないよう指導済みです。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	交通安全対策課	市営自転車等駐輪場
	<p>現在、市営住宅の施設状況、修繕経費の支出状況、毎月、指定管理者から報告書の提出を受け、協定内容の進行管理を行っています。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	住宅第1課	市営住宅
	<p>平成23年度より、定期的に事業報告書等を提出してもらい、施設の管理状況を定期的に把握する。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	スポーツ振興課	市立体育館、市民テニスコート及び市民スポーツ広場 和歌山市立市民温水プール
	<p>施設の利用状況等は、毎月報告を受けているが、経費の支出状況、修繕状況は年度終了後の報告であるので、協定内容の進行管理を行えるよう次期（平成24年度）基本協定書では四半期ごとの報告に改めるよう整備します。</p> <p>[措置年度：平成24年度]</p>	生涯学習課	和歌山市コミュニティセンター
	<p>毎月の月報に併せて四半期ごとに修繕報告書、支出状況報告書を提出するよう指導済み</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	文化振興課	和歌山市立和歌の浦アート・キューブ及び和歌山市民会館
<p>ウ 指定管理者に対する評価（検証）について</p> <p>基本的な考え方において、施設を所管する課は、提出された報告書を基に、指定管理者の事業実施状況の評価（検証）を実施するものとされている。</p> <p>指定管理者制度において、評価（検証）は、市民サービス向上のため利用者の立場に立ったPDCAサイクルを構築し、より良い管理運営業務を行っていくために重要であり、評価（検証）の実施にあたっては、指定管理者との積極的な意思疎通を図り共通認識のもと、できるだけ多面的に評価（検証）を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、今回の監査では、すべての対象施設において実施されていない状況であった。施設の管理運営業務の改善や、次回の指定管理者の選定の判断材料としても有効なものであるため、今後、評価（検証）方法を検討した上で実施されたい。</p>	<p>指定管理者に対する評価（検証）について、指定管理者に四半期ごとに提出される事業報告書をもとにモニタリングを実施することで、評価（検証）を行っている。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	交通政策課	和歌山市加太総合交流センター
	<p>指定管理者に対する評価（検証）については、指定管理者により提出される事業報告書をもとにヒアリングを実施することで、評価（検証）を行っている。</p> <p>[措置年度：平成23年度]</p>	自治振興課	地区集会所

<p>利用者アンケートを実施し、その結果で施設の改善状況の把握に努める予定です。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>福祉保健総務課</p>	<p>共同浴場</p>
<p>管理運営チェックシートを参考に、指定管理者を選定しました。 [措置年度：平成23年度]</p>		<p>和歌山市市民憩いの家 ほうらい荘及び福祉交流館</p>
<p>利用者に対するアンケートや指定管理者から提出された報告書により、事業実施状況を検証しています。評価方法については、他課の状況等を見ながら、今後検討していきたいと思います。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>ふれ愛センター</p>
<p>平成23年度より施設内でアンケートを実施し、来園者・来場者の意見を収集している。評価方法については、アンケート結果なども踏まえ今後検討していきたい。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>高齢者福祉課</p>	<p>ふれあいの郷</p>
<p>指定管理者の評価は年一回実施する。今年度は3月実施予定。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>こども総合支援センター</p>	<p>和歌山市立旭学園及び和歌山白百合園</p>
<p>毎月の業務報告及び3歳児健診に来所される保護者へのアンケート調査及び市政世論調査における市民からの意見を参考に、評価を行うとともに、よりより体制づくりに努めている。 [措置年度：平成22年度]</p>	<p>総務企画課</p>	<p>夜間・休日応急診療センター</p>
<p>窓口や各教室でアンケートを随時実施し、利用者の意見要望を施設の管理運営に反映すべく取組みを進めています。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>平成22年度からは土曜日の、平成23年度からは日曜日の窓口開設を行っています。 [措置年度：平成22年度]</p>	<p>産業総務課</p>	<p>勤労者総合センター</p>

<p>アンケートの内容・調査方法等を検討し実施するとともに、基本協定書への明文化を行う。 [措置日：平成24年度]</p>	<p>農林水産課</p>	<p>和歌山市四季の郷公園（緑花果樹苑及び自然観察の森）</p>
<p>指定管理者の評価については、行政経営課の意見も聞きながら評価方法も含めて検討していきます。なお、本町地下駐車場は、平成23年4月1日より当分の間休止することとしました。</p>	<p>まちおこし推進課</p>	<p>市営駐車場（京橋駐車場及び中央駐車場） （本町地下駐車場及び大新地下駐車場）</p>
<p>平成23年度については調査については実施しませんでした。これは、県側との調整がつかなかったことと、以前現場で配った広報物等が現場のゴミとなった経緯もあることから、アンケート用紙自体もそうなるのではないかとこのことで慎重な対応が必要との現場サイドの意見を反映したためです。今後、方法を再検討したいと考えています。 [措置年度：平成24年度]</p>	<p>観光課</p>	<p>片男波海水浴場駐車場</p>
<p>指定管理者と協議の上で、評価方法を考え、実施できるよう準備中。 平成23年度中暫定評価として、課内モニタリングのみ行った。</p>	<p>和歌山城管理事務所</p>	<p>和歌山城天守閣</p>
<p>指定管理者と協議の上で、評価方法を考え、実施できるよう準備中。 平成23年度中暫定評価として、課内モニタリングのみ行った。</p>		<p>和歌山公園駐車場</p>
<p>体育館の利用時間及び会議室の有効利用について検討しています。</p>	<p>公園緑地課</p>	<p>和歌山東公園</p>
<p>各施設ごとに事業計画書の項目に対するチェック項目を定め、評価・検証を行い、施設の管理運営状況の改善を図った。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>交通安全対策課</p>	<p>市営自転車等駐輪場</p>
<p>指定管理者が行う、施設の維持管理、修繕状況については毎月の報告、入居者からの意見及び報告書を基に、意思の疎通を図り共通認識を持ち、指定管理者の事業実施状況の評価（検証）を実施しています。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>住宅第1課</p>	<p>市営住宅</p>

	<p>平成22年度実施の利用者アンケートの提出があり、その内容等について分析中である。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>スポーツ振興課</p>	<p>市立体育館、市民テニスコート及び市民スポーツ広場 和歌山市立市民温水プール</p>
	<p>評価方法については、評価（モニタリング）実施項目を設定し、項目ごとに評価していきたい。 [措置年度：平成23年度]</p> <p>また、利用者アンケートは、指定管理者において随時実施しており、今後は施設の評価と運営上の参考にしていきたい。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>和歌山市コミュニティセンター</p>
	<p>評価方法については、評価（モニタリング）実施項目を設定し、項目ごとに評価していきたい。 [措置年度：平成23年度]</p>	<p>文化振興課</p>	<p>和歌山市立和歌の浦アート・キューブ及び和歌山市民会館</p>
<p>4 指定管理者制度の統一的な運用</p> <p>本市では、公の施設を所管する課にあっては、基本的な考え方をもとに各々協定書の作成などの実務を行っているが、その精度には各課で相当なばらつきがあり、指定管理者制度の運用の状況についても未成熟な部分が散見された。</p> <p>指定管理者制度の運用主体が施設を所管する課であることは言うまでもないが、指定管理者制度を統括する行政経営課においては、その運用について、制度の趣旨を十分に踏まえた効果的な施設の管理運営を図るための統一的な方針をより明確にし、各施設を所管する課に対して十分な指南役を果たすことが必要である。</p>	<p>指定管理者制度の運用については、これまで「公の施設の指定管理者制度に関する基本的な考え方」に基づき行ってきましたが、他市の取組等を参考に制度の運用を整理し、新たに「指定管理者制度運用の手引き」を策定し、平成23年4月から各施設所管課において、手引きに基づいた運用を行っているところです。</p> <p>この手引きにより、本制度の導入手順や導入後の運用方法について、本市としての統一的な方針を明確にするとともに、事務処理に関する事項などを記載し、施設所管課の適切かつ円滑な制度運用を支援しています。</p> <p>ただ、施設個々の特性等により統一的な制度を定めることが難しい事項については、原則又は一例を示し、施設所管課で個別に検討を行っている状況にあります。</p>	<p>行政経営課</p>	

和歌山市公報

平成二十四年一月三十日

号外第三号

別冊